

# 藤沢市空家移動相談会

～わが家を空家にしないための相談会～

とき 2023年11月12日(日) 午後1時から4時

ところ 六会市民センター (案内図は裏面)  
(小田急線六会日大前駅東口から徒歩約7分)

## 空家移動相談会とは・・・

この相談会は、市内の2つの不動産団体と市住宅政策課の主催により、年2回(毎年6月と11月に)開催しています。

専門家団体が無料で空家や住まいの相談に応じるほか、無料のセミナーなどを行っています。参加は申し込み不要ですが、一部予約が必要なコーナーがあります。

### 午後1時～4時 (要予約制)

#### 空家・住まいの 「無料相談」

空家の処分にとっても困っている…

自宅が空家になりそうだけど、どうしたらいいのだろうか…など、空家・住まいに関して抱えている様々な課題について、専門家が相談に応じます。

- ◆午後1時～4時
- ◆相談は1件45分(予約制)
- ◆住宅政策課に、電話又はメールでお申し込みください。

### 専門家団体の参加

様々な専門家団体が参加し、それぞれのブースで、無料相談や情報提供を行います。

(こちらの相談は予約不要です。)

※参加団体は、裏面をご覧ください。



(公社)神奈川県宅地建物取引業協会湘南支部  
(公社)全日本不動産協会神奈川県本部湘南支部  
藤沢市計画建築部住宅政策課

主催

### 午後1時～2時 (予約不要)

#### “成年後見制度” ～売ろうと思ったときに 認知症だったら～

長らく放置された空家を処分することは、とても大変です。もっと早く空家に手を付けられれば軽微な修理で済んだのに…そういったケースも多いかと思えます。

もし、所有者が認知症であった場合、家族の方であっても、不動産の売買などの各種契約行為や不動産の名義変更(相続登記)手続きはできません。

ご自身の財産を守るため、将来相続する家族のためにも、ご本人の意思がハッキリしているときに『認知症対策の一環』として、ご気軽にお話を聞いていただければと思います。

講師 藤沢市社会福祉協議会  
ふじさわあんしんセンター職員

問合せ・連絡先

藤沢市役所 住宅政策課

電話 0466-50-3541

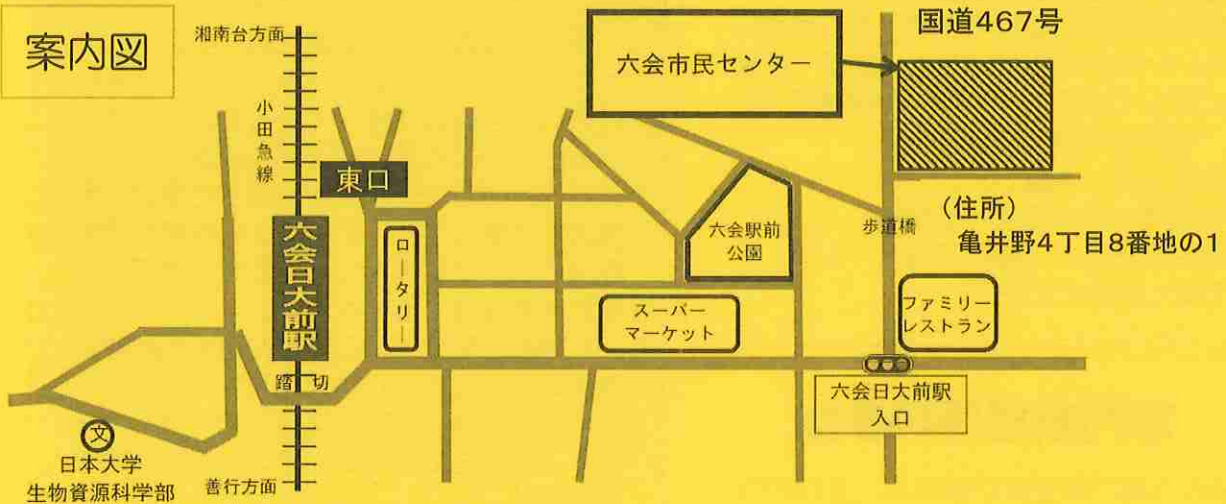
mail fj-jutaku@city.fujisawa.lg.jp



🏠 当日の日程 🏠

時間	参加団体のブース (9団体)	空家・住まいの無料相談 予約制(1コマ45分)	空家セミナー(予約不要) 当日、直接会場へ
13:00	気軽に専門家団体に 聞いてみましょう!  ◇宅建協会 ◇全日本不動産協会 ⇒売却、賃貸  ◇弁護士会 ⇒近隣とのトラブル	①、②13:00~  <b>相談は予約制です。 (先着順)</b>	“成年後見制度” ~売ろうと思ったときに 認知症だったら~  講師 藤沢市社会福祉協議会 ふじさわあんしんセンター職員 (13:00~14:00)
14:00		③、④13:45~  <b>時間帯を選び、 申し込みください。</b>	
15:00	◇司法書士会 ⇒相続登記の手続き  ◇土地家屋調査士会 ⇒土地の境界  ◇行政書士会 ⇒正式な遺言書  ◇NPO法人スマイル ◇NPO法人神奈川 空家管理組合 ⇒空家管理、利活用  ◇市住宅政策課 ⇒空家全般	⑤、⑥14:30~  -----	遺言書 ~今から取り組む空家 予防の切り札~ 行政書士会 (14:10~14:40)  藤沢市の空家対策 住宅政策課 (14:50~15:00)
16:00		⑦、⑧15:15~  -----	

案内図



※公共交通機関を利用してのご来場をお願いします。

